湖南市農業委員会だより

令和2年10月15日発行
第 22 号
湖南市農業委員会
湖南市中央一丁目１番地
℡０７４８－７１－２３６２

湖南市農業の発展のために　　農業委員会会長　髙畑　守

この度の改選で、新たに農業委員１４人と農地利用最適化推進委員８人が任命・委嘱されました。この新しい組織のもと、今期から会長を務めさせていただくことになりました。改めて責任の重さを痛感するとともに、微力ではございますが最善を尽くし職務に邁進していきたいと思います。

さて、近年、天候の偏りによる農産物の収量減少と品質の低下、価格安が続いており、農業者にもその影響が出ています。また、農業者の高齢化による離農者の増加、担い手の不足、遊休農地の発生など、地域農業の抱える課題は山積しています。このような状況をひとつでも解決し良い方向に向かうよう努力することが、私ども農業委員会に課せられた重要な責務だと思っております。地域の農業者の代表として、湖南市農業の発展のために全力で取り組んでまいります。今後とも湖南市農業委員会の活動にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します（任期:令和2年7月20日から令和5年7月19日）

●農業委員会　　会　長　　髙 畑　　守
　　職務代理者（副会長）　森 田 幹 雄

●農業委員（議席順）

氏 名	担当地区
千代　茂喜	針・平松
坂　　良一	朝国・岩根東口
小島　博子	柑子袋
上田　和子	石部西(※2)
加藤　伸造	正福寺
坂田　清美	菩提寺西(※4)
上西　一嗣	下田東・下田北
中村　由樹	菩提寺東(※3)
青木　幸男	ー　(※5)
山中　清伸	三雲・妙感寺・吉永・夏見
髙畑　　守	岩根東・岩根西・岩根花園
森田　幹雄	東寺・西寺・丸山
武村　伍一	石部東(※1)
谷口　照雄	下田西・下田南

●農地利用最適化推進委員（区域別）

区域	氏 名	担当地区
第１区（甲西中学校区）	井上　弘光	三雲・妙感寺・吉永・夏見
	黄瀬　　傳	針・平松・柑子袋
第２区（石部中学校区）	内貴　　保	石部東・石部西
	竹内平一郎	東寺・西寺・丸山
第３区（甲西北中学校区）	芦田　吉夫	朝国・岩根東口・岩根東
	谷口　忠一	岩根西・岩根花園
	岡本　文雄	正福寺・菩提寺東菩提寺西
第４区（日枝中学校区）	谷　　利章	下田東・下田西下田南・下田北

(※1)石部東：県道石部草津線より東側　(※2)石部西：県道石部草津線より西側　(※3)菩提寺東：県道竜王石部線より東側
(※4)菩提寺西：県道竜王石部線より西側　(※5)中立委員(担当地区設定なし)

委員研修会を開催

新たな農業委員会のスタートにあたり７月２９日、(一社)滋賀県農業会議より講師を招き、全委員による研修会を開催しました。農地利用の最適化活動と委員の役割、農地法等について学びました。

❀退任者に感謝状❀

長年にわたり委員会活動に従事し、今年７月の任期満了をもって退任された方々に、感謝状が贈られました。
（敬称略）

・全国農業会議所会長表彰
　服部 仁
・滋賀県農業会議会長表彰
　奥村みつ子　　荻原 一男
　上西佐喜夫　　小島 孝市

農地 の 適正な管理 をお願いします！

近年、農業者の高齢化などにより遊休農地が増加しています。農地が遊休化すると、雑草や雑木が繁茂し火災発生の原因となるほか、有害鳥獣の潜入やごみの不法投棄の恐れがあるなど、周辺農地や近隣住民への迷惑にもなります。

農地は一度荒れてしまうと再び耕作可能な状態に戻すには容易なことではありません。農地を遊休化させないために、耕起・草刈り・除草を行うなど、**農地の適正な管理をお願いします。**

▲今年度の農地パトロール

湖南市農地賃借料情報(令和元年中)

平成３１年１月から令和元年１２月に、農用地利用集積計画（利用権設定）によって賃貸借された農地の賃借料水準（10ａ当たり）は次のとおりです。

【田(水稲)の部】　（単位：円）

締結(公告)された地域		平均額	最高額	最低額	データ数(筆)
湖南市全域	基盤整備地域	5,400	20,100	1,000	192
	未整備地域	4,200	13,400	1,000	71
(参考)湖南市平均		5,100			263

・賃借料を物納支給（水稲）としている場合は、米60㎏当たり13,400円で換算しています。
・賃借料の発生していないもの(使用貸借)が74筆ありました。
・金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

農地法等の取扱い件数(令和元年中)

平成３１年１月から令和元年１２月に、農業委員会総会で審議した農地法等の取扱い件数は次のとおりです。

種別		件数	種別	件数
第３条（農地の権利移転(売買等)）	許可	1	第18条（合意解約）	28
	届出(※)	27		
第４条（自己所有農地の転用）	許可	4	形状変更（田畑転換）	ー
	届出(※)	2		
第５条（農地を権利移転(売買等)して転用）	許可	7	農用地利用集積計画（利用権設定）(※)	144
	(うち一時転用)	1		
	届出(※)	22		

※第３条届出：相続等による届出。
※第４条及び第５条届出：市街化区域内農地の転用届出。
※利用権設定：農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借。

無断転用 は 農地法違反 です！

農地を転用する場合は農地法による手続きが必要です。**転用する際は必ず農業委員会事務局に相談**してください。
※農地転用とは農地を建物の敷地や資材置場、駐車場など農地以外の用地に転換することです。

★事務局からのお知らせ

●農地を貸したい方へ　農地中間管理事業 で農地の貸借を検討してみませんか?
令和2年度第2回農地の貸付申込期限　令和2年11月10日（火）
※申し込み・問い合わせ：産業立地企画室（71－2353）

●安心で豊かな老後のために…　農業者年金 に加入しましょう！ *農業に従事する方なら広く加入いただけます*
加入要件は3つ・・・❶ 60歳未満　❷ 年間60日以上農業に従事　❸ 国民年金1号被保険者　の方

●経営と暮らしを応援　全国農業新聞 を購読しましょう！
農政・農業に関わる情報や話題をお伝えする農業専門誌です。（毎週金曜発行）購読料　月額700円(税込)
※申し込み・問い合わせ：農業委員会事務局（71－2362）